



情報マネジメントシステム（IMS）

IMS 認証機関の認定に関わる料金

JIP-IMAC610-5.0

2026 年 7 月 8 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
六本木ファーストビル内

URL <https://isms.jp/>

ISMS-AC の許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所（改訂理由）	備考
1.0	2002.4.1	初版	
1.1	2002.4.23	納入時期説明の備考追加	
1.2	2002.10.1	備考 2-3 条件追記、表紙・改版履歴追加、誤記訂正	
1.3	2003.6.2	フォローアップ審査の表示追加 7.特別審査料金追加 8.再認定料金追加 注記 5.審査料請求時期関連追加 注記 6.認定登録証再発行関連追加 備考 1-2 修正	
1.4	2004.10.1	消費税込み表示追加に伴う構成変更 注記 5 追加、目次追加 料金の改定はなし	本版より公開
1.5	2006.6.1	3.1(3)、備考 2：事業者数リンク登録維持料改定 3.備考 1：年収リンク登録維持料の年収の説明追加	
2.0	2007.4.1	ITSMS 認証機関認定の追加とそれに伴う文書名の変更、 事業者数リンク登録維持料の改訂、 移動対価削除の改訂、 審査登録⇒認証の表示変更	
2.1	2008.11.12	6.1(2)注記 6:海外審査の審査付帯費用内訳を明記、 用語の変更、誤記訂正	
2.2	2010.3.15	BCMS 認証機関認定の追加	
2.3	2011.2.1	組織数リンクの登録維持料の削除	
2.3a	2011.4.1	協会名称の変更	
2.3b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
2.4	2014.4.1	消費税率変更に対応	
2.5	2014.7.14	CSMS 認証機関認定の追加	
2.6	2019.4.1	認定機関名称の変更 ISMS クラウドセキュリティ認証の追加	
2.7	2019.10.1	消費税率変更に対応	
2.8	2021.12.20	ISMS セクター規格の認定への対応 附属書 B 認定登録証電子化に伴う変更 8.	
2.9	2023.4.1	ITSMS、BCMS 及び CSMS の申請料、 基本審査料、登録料、基本登録維持料の 改定とそれに伴う変更（附属書 A）	

3.0	2025.7.8	CSMS 認定終了及び AIMS 認定開始に伴う変更 追加認定の料金は規格別記述に変更 審査等料金の納入時期について表記を変更	
4.0	2025.10.21	PIMS 認定開始に伴う変更 1. 目的、3.の備考 1、及び附属書 A の A.3	ISMS・PIMS 認証の認定は移行期限まで継続
4.1	2026.2.3	料金の規定に関する注記の 7 として、審査付帯費用の請求に関するキャンセル料の扱いを明記	
5.0	2026.7.8	ISMS(ISMS セクター規格に基づく追加の認定を含む)、ITSMS、BCMS、AIMS 及び PIMS の申請料、基本審査料、審査料、登録料、基本登録維持料及び年収リンク登録維持料の改定並びに附属書 A、B の変更	

目 次

1. 目的	1
2. 初回認定申請・審査・登録	1
2.1 料金	1
2.2 納入時期	1
3. 認定登録維持	1
3.1 料金	1
3.2 納入時期	2
4. サーベイランス（定期維持審査）	2
4.1 料金	2
4.2 納入時期	2
5. 更新申請・審査・登録	2
5.1 料金	2
5.2 納入時期	3
6. 特別審査・拡大認定登録	3
6.1 料金	3
6.2 納入時期	3
7. 再申請による認定審査・登録（認定取消後、再度認定申請する場合）	3
8. 認定登録証(紙版)の発行及び英語版認定登録証(電子版・紙版)の発行	3
8.1 料金	3
8.2 納入時期	3
附則	4
附属書A 2種類以上のマネジメントシステムの認定に関わる料金	5
A.1 追加対象が ISMS の場合の認定料金	5
A.2 追加対象が ITSMS/BCMS の場合の認定料金	6
A.3 追加対象が AIMS/PIMS の場合の認定料金	7
附属書B ISMS セクター規格に基づく追加の認定に関わる料金	10

1. 目的

この文書は、一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター（以下、本センターという）が ISMS（ISMS セクター規格に基づく追加の認定を含む）、ITSMS、BCMS、AIMS 又は PIMS 認証機関を認定する場合の、認定に係る申請、審査及び登録並びに認定登録維持に関わる料金について定めたものである。なお、ISMS、ITSMS、BCMS、AIMS 及び PIMS のうち、2 種類以上のマネジメントシステムの認定に関わる料金は附属書 A、ISMS セクター規格に基づく追加の認定に係る料金は附属書 B による。

2. 初回認定申請・審査・登録

2.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	480,000 円	528,000 円
(2)	基本審査料	960,000 円	1,056,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	1,200,000 円	1,320,000 円

2.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後、(3)(4)は審査終了後又は(5)と同時、(5)は認定登録決定後に納入する。

3. 認定登録維持

3.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料	240,000 円／年	264,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による		
	①年収が 6 億円以下の場合	年収の 1.5%+消費税 但し、年収リンク維持料の最低額は、 年間 700,000 円（消費税込み 770,000 円）とする。	
	②年収が 6 億円を超え 12 億円以下の場合	9,000,000 円+年収のうち 6 億円を 超える額の 1.125%+消費税	
	③年収が 12 億円を超え 18 億円以下の場合	15,750,000 円+年収のうち 12 億円 を超える額の 0.75%+消費税	
	④年収が 18 億円を超える場合	20,250,000 円+年収のうち 18 億円 を超える額の 0.375%+消費税	

3.2 納入時期

- (1)は1年毎のサーベイランス時又はこれに相当する時期に納入する。
 (2)は備考1による。

備考1．（年収リンク登録維持料）

- 1) この維持料は、当該機関の事業年度終了後90日以内に納入する。
- 2) この維持料は、ISMS、ITSMS、BCMS、AIMS 又は PIMS 認証業務に関わる当該機関の前年度の年収合計に基づいて算出して請求する。
- 3) 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関わる収入を使用する。
 なお、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額は、認定された月の始めから数えて当該機関の年度末までの月割りで計算する。
- 4) 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除できる。

4. サーベイランス（定期維持審査）

4.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 （事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（注記6及び注記7参照）		
	交通費・宿泊費	本センターの規定による	

4.2 納入時期

審査終了後納入する。

5. 更新申請・審査・登録

5.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	480,000 円	528,000 円
(2)	基本審査料	960,000 円	1,056,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（注記6及び注記7参照）		
	交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	1,200,000 円	1,320,000 円

5.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後、(3)(4)は審査終了後又は(5)と同時、(5)は登録更新決定後納入する。

6. 特別審査・拡大認定登録

6.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（注記 6 及び注記 7 参照）		
	交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(3)	拡大認定登録料(BCMS の認定事業分野追加)	240,000 円	264,000 円

6.2 納入時期

(1)(2)は審査終了後納入する。(3)は拡大認定登録決定後納入する。

7. 再申請による認定審査・登録（認定取消後、再度認定申請する場合）

初回認定申請・審査・登録と同様とする。

8. 認定登録証(紙版)の発行及び英語版認定登録証(電子版・紙版)の発行

8.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	紙版の認定登録証の発行手数料(日本語)	3,000 円	3,300 円
(2)	電子版認定登録証の発行手数料(英語)	3,000 円	3,300 円
(3)	紙版の認定登録証の発行手数料(英語)	3,000 円	3,300 円

8.2 納入時期

登録証受領後納入する。

備考：電子版認定登録証(日本語)の発行手数料は、各登録料に含まれる。

料金の規定に関する注記

- 注記 1. 上記の消費税込料金は 10%の消費税を含めたものを表示している。但し、年収リンク登録維持料の料金は計算後消費税を加算する。
2. 上記の各料金は、改訂することがありうる。申請にあたっては最新版を確認のこと。
3. 通訳料は当該認証機関の負担とする。
4. 審査が本センターの年度に跨る場合、審査料は原則として年度毎に請求する。
5. 振込み手数料は、振込み側にて負担するものとする。

6. 海外での審査の場合、審査付帯費用として、交通費・宿泊費のほかに移動対価及びその他経費を請求する。
 - 1) 移動対価は、航空機による往復の飛行時間が 12 時間以上の場合、下記により 12 時間分の移動対価を請求する。
移動対価＝12 時間×時間単価（往復）
時間単価は 16,000 円 とする。
 - 2) その他経費として請求する支出項目は、査証取得料、海外傷害保険料、空港使用料・空港税、予防接種費、通信費等、海外での審査業務に必要な諸経費とする。
7. 認証機関の事情によって、事前に合意・確定していた認定審査が中止、延期又は内容変更となった場合、返金されない審査付帯費用（宿泊費、交通費のキャンセル料等）については請求の対象とすることがある。ただし関係者の不慮の事故等、やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

附則

この文書が定める本センターが認証機関を認定する際の認定に係る申請、審査及び登録並びに認定登録維持に関わる料金の適用については、以下のとおりとする。

① 申請料及び基本審査料

申請の受理日が 2027 年 1 月 1 日以降の申請から適用する。

② 審査料

申請書類審査、事務所審査、立会審査及びフォローアップ審査の実施日が、2027 年 1 月 1 日以降の審査から適用する。

③ 登録料及び基本登録維持料

2027 年 1 月 1 日以降の本センターの認定委員会で登録又は維持が決定された審査から適用する。

④ 年収リンク登録維持料

2027 年 1 月 1 日以降に開始する決算期の年収に基づいて算出する年収リンク登録維持料に適用する。

附属書A 2種類以上のマネジメントシステムの認定に関わる料金

本センターが、既にいずれかのマネジメントシステムの認証機関として認定している機関に対して、他の種類のマネジメントシステムを追加認定する場合の料金は下記とする。下記記載以外本文による。

ここで、何らかの理由によって本文の料金を適用している最初の認定が終了した場合、残る中で一番古い認定を最初の認定とみなして本文を、それ以外の認定には引き続き下記を適用する。

注：下記料金の各項番は、本文の項番に対応付けてある。

A.1 追加対象が ISMS の場合の認定料金

2. 初回認定申請・審査・登録

追加の認定に対する、初回認定申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

2.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	240,000 円	264,000 円
(2)	基本審査料	240,000 円	264,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	240,000 円	264,000 円

3. 認定登録維持

認定登録維持に関わる料金は下記とする。

3.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料（マネジメントシステム毎）	240,000 円／年	264,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（下記備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による	本文と同様とする。 但し備考 1 は下記とする。	

備考 1.（年収リンク登録維持料）

- 1) この維持料は、当該機関の事業年度終了後 90 日以内に納入する。
- 2) この維持料は、認定されているマネジメントシステムの認証業務に関わる当該機関の前年度の年収の合計に基づいて算出したものを請求する。
- 3) 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関わる収入を使用する。

なお、年収として既に認定されているマネジメントシステムとの合計を使用するので、初回

認定年度における年収リンク登録維持料の最低額の月割りは適用されない。

- 4) 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

4. サーベイランス（定期維持審査）

サーベイランスに関わる料金は下記とする。

4.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 （事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	

5. 更新申請・審査・登録

更新申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

5.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料（備考 1）	240,000 円	264,000 円
(2)	基本審査料（備考 1）	240,000 円	264,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	240,000 円	264,000 円

備考 1. 追加で認定したマネジメントシステム毎に適用する。最初に認定したマネジメントシステムは本文 5 による。

A.2 追加対象が ITSMS/BCMS の場合の認定料金

2. 初回認定申請・審査・登録

追加の認定に対する、初回認定申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

2.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	120,000 円	132,000 円
(2)	基本審査料	120,000 円	132,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	

(5)	登録料	120,000 円	132,000 円
-----	-----	-----------	-----------

3. 認定登録維持

認定登録維持に関わる料金は下記とする。

3.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料（マネジメントシステム毎）	120,000 円／年	132,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（下記備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による	本文と同様とする。 但し備考 1 は下記とする。	

備考 1.（年収リンク登録維持料）

A.1 の 3.1 料金の備考と同じ

4. サーベイランス（定期維持審査）

サーベイランスに関わる料金は下記とする。

4.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 （事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	

5. 更新申請・審査・登録

更新申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

5.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料（備考 1）	120,000 円	132,000 円
(2)	基本審査料（備考 1）	120,000 円	132,000 円
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	120,000 円	132,000 円

備考 1. 追加で認定したマネジメントシステム毎に適用する。最初に認定したマネジメントシステムは本文 5 による。

A.3 追加対象が AIMS/PIMS の場合の認定料金

2. 初回認定申請・審査・登録

追加の認定に対する、初回認定申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

2.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	240,000 円	264,000 円
(2)	基本審査料	240,000 円	264,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	240,000 円	264,000 円

3. 認定登録維持

認定登録維持に関わる料金は下記とする。

3.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料（マネジメントシステム毎）	240,000 円／年	264,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（下記備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による	本文と同様とする。 但し備考 1 は下記とする。	

備考 1.（年収リンク登録維持料）

A.1 の 3.1 料金の備考と同じ

4. サーベイランス（定期維持審査）

サーベイランスに関わる料金は下記とする。

4.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 (事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	

5. 更新申請・審査・登録

更新申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

5.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料（備考 1）	240,000 円	264,000 円
(2)	基本審査料（備考 1）	240,000 円	264,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	240,000 円	264,000 円

備考 1. 追加で認定したマネジメントシステム毎に適用する。最初に認定したマネジメントシステムは本文 5 による。

附属書 B ISMS セクター規格に基づく追加の認定に関わる料金

本センターが、既に ISMS の認証機関として認定している機関に対して、ISMS セクター規格の認証を追加認定(ISMS 初回認定との同時認定を含む)する場合の料金は下記とする。下記記載以外は本文による。

注：下記料金の各項番は、本文の項番に対応付けてある。

2. 初回認定申請・審査・登録

追加の認定に対する、初回認定申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

2.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	—	—
(2)	基本審査料	—	—
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	240,000 円	264,000 円

3. 認定登録維持

認定登録維持に関わる料金は下記とする。

3.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料	—	—
(2)	年収リンク登録維持料（下記備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による	本文と同様とする。 但し備考 1 は下記とする。	

備考 1.（年収リンク登録維持料）

- 1) この維持料は、当該機関の事業年度終了後 90 日以内に納入する。
- 2) この維持料は、認定されているマネジメントシステム(ISMS セクター規格を含む)の認証業務に関わる当該機関の前年度の年収の合計に基づいて算出したものを請求する。
- 3) 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関わる収入を使用する。
なお、年収として既に認定されているマネジメントシステムとの合計を使用するので、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額の月割りは適用されない。
- 4) 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

4. サーベイランス（定期維持審査）

サーベイランスに関わる料金は下記とする。

4.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 （事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	

5. 更新申請・審査・登録

更新申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

5.1 料金

No	項 目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	—	—
(2)	基本審査料	—	—
(3)	審査料：単価 （申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等）	24,000 円 ／人・時間	26,400 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 及び注記 7 参照） 交通費・宿泊費	本センターの規定による	
(5)	登録料	—	—